

住宅用地にご活用ください

# 町の土地を売り払います

町では住宅用地として次のとおり土地を売り払います。購入を希望される方は、あらかじめ売り払い条件を承知のうえ、お申し込みください。

## 1 売り払う土地と価格

番号	所在地番	面積	価格	特記事項
1	北3条2丁目13番1	421.54㎡ (約127.51坪)	2,137,000円 (坪単価 約16,700円)	・境界標識あり ・境界線上の一部に隣地所有者管理の コンクリート塀等あり ・建ぺい率60%、容積率200%
2	北3条2丁目13番2	421.57㎡ (約127.52坪)	1,610,000円 (坪単価 約12,600円)	・境界標識あり ・境界線上の一部に隣地所有者管理の ブロック塀あり ・建ぺい率60%、容積率200%

## 2 売り払いの条件

- (1) 羽幌町民（転入予定者を含む）で令和6年9月30日までに自ら居住する住宅建設に着手できる方とします。
- (2) 所有権移転後、5年間は所有権の移転及び他の方への貸し付けはできません。
- (3) 隣地との境界線上の一部に隣地所有者の塀等があります。詳細はお問い合わせください。

## 3 売り払いの方法

- (1) 同じ区画に2人以上の申込があった場合は抽選により買受予定者を決定します。
- (2) 買受予定者決定後、売買契約を締結し、手付金として20万円を納めていただきます。
- (3) 買受予定者が住宅建設のための建築確認申請をした後、売払価格から手付金を差し引いた残額を納めていただき土地の所有権を移転します。

## 4 申込方法

役場財務課へ申込用紙を提出してください（郵送可、メール提出は不可）。  
申込用紙は財務課に用意しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。  
※ 申込みは1人につき1区画のみとし、異なる区画への重複申込みはできません

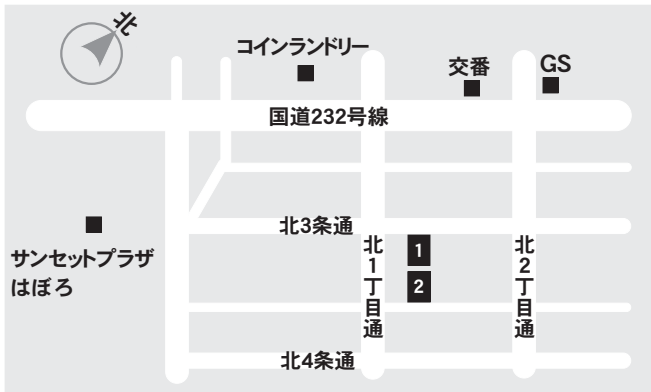
## 5 申込期限

令和3年10月11日（月）17時30分まで（時間を過ぎた場合の申込は無効です）  
※ 期限を過ぎても残区画があった場合は、随時申し込みを受付けます

## 6 抽選会（同じ区画に2人以上申込があった場合）

日時 令和3年10月15日（金）17時00分 場所 羽幌町役場  
※ 原則、申込者本人の参加とします  
※ 代理人が参加する場合は委任状を持参してください

## 7 売り払う土地の位置と区画



お問い合わせ 財務課管財係 ☎ 68-7001（課直通）